

【地域教育実践報告】

男女共同参画意識の向上を目指して

——かつしか区民大学での取り組み——

大橋稔*

キーワード：生涯学習、男女共同参画、男女平等

1. はじめに

「かつしか区民大学」は、区民の生涯を通じて「学びたい」という声に応えることを目的として2010年4月に開学した、生涯学習を支援するための東京都葛飾区が提供する学びの仕組みである。区の生涯学習課が事務局となり、区民運営委員会と庁内連絡会が各種講座の企画運営を担っている。筆者はこれまで人権推進課男女平等推進係が企画運営する単位認定講座の講師を担当してきた。本稿ではこの取り組みについて紹介する。

2. これまでに担当した講座

講義の内容については、初回は講師依頼の際に担当職員より提示があったが、2回目以降は担当職員と相談しながら決定している。また24年度の内容については、繰り返し講座を受講している受講者からの要望も踏まえて決定した。講義題目を列挙すると雑多な感じが否めないが、後述するように、受講者が男女共同参画や男女平等に関する理解を深め、身近な問題として認識できるようになることを強く意識した内容にしている。

2018年度・映画『君の名は。』etc.を読み解く：男の子はなにを期待されてきたか

2020年度・学校生活から見るジェンダー規範：マンガ『青空エール』『チア男子!!』より

・女性リーダーが創る未来：

ドラマ『ラジエーションハウス』『僕らは奇跡でできている』より

2021年度・BLが描き出す〈男〉と〈女〉

・主夫が描き出す主婦業

2022年度・美にまつわる意識と女性の生

・スーパーヒーローから考えるジェンダー

2023年度・「女性の視点」を考える：男女で社会は異なって見えているのか

・もののけとジェンダー：異なるものへの／からの視線

2024年度・〈わたし〉を生きる：アメリカ黒人女性から学ぶ

* リベラルアーツセンター教授

・多様性の社会を生きる：女性学・ジェンダー研究の視点から考える

3. 講座で目指していること

男女平等推進係が企画運営している講座名は、18年度から22年度までは「視覚文化とジェンダー」であり、23年度と24年度は「人と文化とジェンダーと。」である。また18年度は全2回の講座で、そのうちの1回を担当し、20年度から22年度は全2回を、23年度と24年度は全3回のうち2回の講義を担当した。複数名で講座を担当するとき、自身に期待されているのは多様な問題に対する女性学やジェンダー研究からの見解を示すことと共に、それらの問題が特別な誰かの問題ではなく受講者一人ひとりと直接的に関係する問題であることを提示することだと考えている。

例えば24年度に行った「〈わたし〉を生きる」では、ブラック・フェミニズムの主要な主張である「ともに生き延びる」を紹介しつつ、〈わたし〉であることを大切にしながら生きることができる社会を想像／創造することの大切さについて考察した。一方「多様性の社会を生きる」では、2021年2月の森喜朗東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会会長（当時）の発言の問題点は女性蔑視だけではなく、日本における多様性に関する誤解が象徴的に表れていることを解説し、視点の多様性が尊重される必要があることを示した。

講座が一方的な講義形式ではなく、受講者と双方向の交流が行える構成になるように留意している。受講者からの発言には、個人的な体験に基づく内容も多くあり、講義の内容が自分たちに直接関係する問題であることをより浮き彫りにしてくれている。さまざまな世代の受講生の意見を伺うことで、テーマに関する多様な観点を共有することにつながる。また筆者が気づいていなかった観点からの発言があることもあり、自身にとっても学ぶことが多い。

またこの講座は、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（2022年策定）に定められた男女平等の意識づくりと啓発のための講座でもある。そのため、受講者に男女平等や男女共同参画に関する認識を深めてもらう必要がある。すでに聞きなれた概念になっている「男女共同参画社会」であるが、決して理解が深まっているとは言えないのが現状である。講座では必ず、「男女共同参画社会基本法」や「葛飾区男女平等推進条例」について言及し、葛飾区での取り組みについて関心を持ってもらえるような内容を含めるようにしている。

男女共同参画社会とは、すべての人が社会のあらゆる分野の活動に参画し、その利益を享受できる社会のことである。それはすべての人が自分らしく生きることができる社会であり、すべての人が誰かの自分らしさを阻害しない社会でもある。また社会や一人ひとりの〈わたし〉が、まだ可視化されていない誰かの生き難さに敏感であろうとすることでもある。受講者がそのような優しさを持ちたいと思ってもらえることを願い、講座を担当している。

4. まとめ

1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定されてから四半世紀が過ぎた。この間、男女共同参画社会の形成を目指した取り組みが地道に行われ続けてきた。それにも関わらず、その実現はまだまだ

遠い。その一方で、セクシュアルマイノリティに関する事など、さまざまな課題が新たに可視化されるようになり、男女共同参画をめぐる施策としては、取り組むべき課題が増えているのが現実である。

また近年では、多様な性の在り方を尊重する観点から、男女平等ではなくジェンダー平等が表現として好まれるようになってきている。この傾向自体は好ましいことだと考えている。しかし、それぞれの表現が示す概念やイメージの違いは理解されているのだろうかとの懸念は残る。女性に関する問題が解決したとは言えない状況のなか、このような言葉の置き換えが行われることで、女性の問題が見落とされたままになってしまわないだろうかとも懸念している。

実際、ある自治体の男女共同参画に関する研修に参加したとき、近年の研修会では性の多様性に関することを中心に扱っているとの話を伺ったことがある。また別のところでも状況としては同様だったので、「男女共同参画を説明できますか」と問いかけたところ、できると答えてくれた人はほとんどいなかった。

あらゆる人が活躍できる社会を創ろうとする男女共同参画の取り組みは、今後ますます複雑になっていくことだろう。またそのような状況に対応するため、新たな表現や概念がこれからも導入されることになるだろう。今後もこのような講座の担当などを通じて、男女共同参画を担当する職員と（ジェンダー平等に関心を持つ）市民に情報提供し、両者を繋ぐことで、男女平等社会の実現に向けた取り組みに助力していきたいと考えている。